

株式会社阪神トレーディング 行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年11月1日～令和4年10月31日まで

2. 内容

目標1：子供を育てる労働者が利用できる次の制度の措置の実施

- ① 3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- ② 3歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度
- ③ 始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げの制度

<対策>

- 令和1年11月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- 令和1年11月～ 所定外労働の原因の分析等を行う

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和1年11月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布